

政治資金適正化委員会の設置

〔平成20年4月1日から総務省に設置されています。〕

委員

- 非常勤5名。学識経験のある者のうちから、国会の議決による指名に基づいて、総務大臣が任命します。（任期3年）
- 委員長は、委員の互選で定め、会務を総理し、委員会を代表します。

所掌事務

- 委員会がつかさどる主な事務は次のとおりです。
 - ・ 収支報告書の記載方法に係る基本的な方針を定めること
 - ・ 登録政治資金監査人の登録・研修に関すること
 - ・ 政治資金監査に関する具体的な指針（マニュアル）を定めること
 - ・ 登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこと
- これらのほか、必要があると認めるときは、政治資金の収支の報告・公開に関する重要事項について、総務大臣に建議することができます。

事務局

- 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を設置します。

